

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例制定について

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月20日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年周南市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「番号法別表第2事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表特定個人情報欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「（同表特定個人情報欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあつては、外国人生活保護関係情報（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）」を削り、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第4条第1項第2号中「番号法別表第2情報照会者の欄に掲げる機関が、同表情報提供者の欄に掲げる他の機関」を「市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長」に、「同表事務の欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該他の機関が当該特定個人情報」を「市長又は教育委員会が当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1の4の項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加える。

別表第2の4の項特定個人情報の欄を次のように改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日の前日における同法第1条の規定による改正前の番号法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報に該当するものであって規則で定めるもの

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

(参 考)

周南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>番号法別表第2事務の欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>番号法別表第2事務の欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するもの（<u>同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報のうち生活保護関係情報を利用することができる場合にあっては、外国人生活保護関係情報（生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法（昭和25年法律第144号）の取扱いに準じた保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に係る事務に関する情報をいう。以下同じ。）を含む。）</u>）を利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務、別表第2機関の欄に掲げる機関が行う同表事務の欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(特定個人情報の提供)</p>

現行

第4条 番号法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) (略)

(2) 番号法別表第2情報照会者の欄に掲げる機関が、同表情報提供者の欄に掲げる他の機関に対し、同表事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の機関が当該特定個人情報を提供するとき。

2 (略)

別表第1 (第3条関係)

機関	事務
(略)	
4 市長	生活保護法の取扱いに準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	

別表第2 (第3条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		

改正案

第4条 番号法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) (略)

(2) 市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、特定個人番号利用事務を処理するために必要な利用特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該利用特定個人情報を提供するとき。

2 (略)

別表第1 (第3条関係)

機関	事務
(略)	
4 市長	生活保護法 <u>(昭和25年法律第144号)</u> の取扱いに準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	

別表第2 (第3条関係)

機関	事務	特定個人情報
(略)		

現行			改正案		
4 市長	生活保護法の取扱いに準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	番号法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの	4 市長	生活保護法の取扱いに準じた生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日の前日における同法第1条の規定による改正前の番号法別表第2の26の項特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報に該当するものであって規則で定めるもの
(略)			(略)		